

発行所

株式会社FPシミュレーション

大阪市中央区備後町2-4-6 TEL:06-6209-7678

編集発行人: 税理士 三輪 厚二 FAX:06-6209-8145

## 埋蔵文化財包蔵地の評価

**Q** : 埋蔵文化財包蔵地の評価方法が明らかにされたそうですが、どのようになったのですか？

**A** : 次のようになりました。

### 【解説】

さきごろ、国税庁から公表された「土壌汚染地等の評価の考え方について」の中で埋蔵文化財包蔵地の評価が明らかにされています。

評価方法は、次のとおりです。

埋蔵文化財包蔵地の価額＝文化財がないものとした場合の価額－発掘調査費用に相当する金額(見積額の80%相当額)

(注1)文化財がないものとした場合の価額は、文化財がないものとして路線価等に基づき評価した価額をいう。

(注2)文化財がないものとした場合の価額が地価公示価格水準の8割程度とされていることとのバランスから、発掘調査費用に相当する金額についてもその見積額の80%相当額とする。

(注3)発掘調査費用の見積額は、課税時期において最も合理的と認められる措置に基づき算定するのが相当である。

(注4)土地所有者において発掘調査費用の負担が生じない場合のほか、発掘調査費用が生ずる蓋然性が低い場合には、発掘調査費用に相当する金額はないものとして取り扱う。

(注5)発掘調査費用に相当する金額が文化財がないものとした場合の価額を上回る場合には、文化財がないものとした場合の価額を限度とする。

